

新しい時代を担う体力づくり

「事務事業に対する市民評価」と「補助金等見直しについて」の答申

第 28 回

事務事業評価は、平成17年度に試行して以来、効果の薄れた事業の見直しに一定の成果を得ましたが、内部評価しか行っていなかったため、今年度は行政改革推進委員会に「市民の視点」からの評価をしていただきました。

補助金等見直しは、昨年度に引き続き、公募の市民などからなる「補助金等審査委員会」を設置して、市が公益的な活動に取り組む市民や団体等に交付している補助金などについて市民の目線から審査をしていただきました。

今月号は、11月15日に答申された「事務事業評価に対する市民評価」、同月21日に答申された「補助金等の見直し」の概要をお知らせします。



▶事務事業に対する市民評価を答申する宮崎賀壽弥会長（右）ら

◎事務事業に対する市民評価について

(1) 市民評価の基準

- 妥当性Ⅱ市が行う必要がある事業かどうか、社会環境の変化から事業の実施意義が低下していないかなど。
- 有効性Ⅱ事業が市民生活の向上につながっているか、成果が十分あるかなど。
- 効率性Ⅱコストに見合うだけの効果が得られているか、内容に無駄がないかなど。

(2) 市民評価の方法

- 評価は、各部署で作成した自己評価シートとヒアリングによって行い、「維持・拡大」「改善」「変更」「廃止・休止」の4方向を示していただきました。
- (3) 市民評価の結果

「維持・拡大」Ⅱ72件、「改善」Ⅱ59件、「変更」Ⅱ139件、「廃止・休止」Ⅱ11件

(4) 付帯意見（抜粋）

①市の事務事業の実施について
リーダーが自分の責任を自覚し、責務を先頭に立つて全うすることこそが行政改革である。市長および幹部職員のリーダーシップに期待する。

↓国、県の支援が削減・廃止となっても、安易な事業の継続、税などで補てんするのではなく、主体性を持った事業実施をすること。

②組織の簡素化、機能強化への取り組みについて

↓市内4公民館および人権に関係する部署の組織統合と事業の整理が必要。
↓旧町での取り組みのノウハウを共有するため、積極的な人事交流を図る

こと。

◎補助金等見直しについて

(1) 審査基準

- 公益性Ⅱ市が関与する必要があるかどうか、特定の者のみに利益が限定されていないかなど。
- 有効性Ⅱ補助金等が団体の活動に十分生かされているか、今後も事業の効果が期待できるかなど。
- 妥当性Ⅱ補助金等の使い道は適切か、補助金等だけで運営されていないかなど。

(2) 審査の方法

審査は、事業ごとに点数評価をした後、問題のある補助金等を選出し、合議で「継続」「見直し」「廃止」という3つの方向が示されました。

(3) 審査結果

「継続」Ⅱ24件、「見直し」Ⅱ60件、「廃止」Ⅱ26件

(4) 付帯意見（抜粋）

①補助金に関する市の基本的考え方に對して

↓市としての明確な「ジョンがない」。

↓国や県の制度に飛びつくというのではなく、市の主体性を確立すること。

②補助金運用方法に関して

↓市役所の団体事務の代行は、原則廃止すべき。

これらの答申を受けて市では、現在市長評価を行っており、12月初旬にはホームページなどで公表する予定です。